第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1:大学の理念・目的と学部学科構成及び研究科構成とは適合しているか。

評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織とは適合しているか。

評価の視点3:学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等に配慮した教育研究組

織の整備がなされているか。

<大学の理念・目的と学部学科構成及び研究科構成との適合性>

本学は、本学の理念・目的である「真実」「実用」「忠実」の「校訓『三実』」を拠り所とし、経済産業界の変化や地域社会のニーズを踏まえつつ、学問と人間性の涵養、及び社会に有為な人材の養成を核として、学部・研究科を設置してきた。現在本学は、経済学部経済学科、経営学部経営学科、人文学部英語英米文学科、人文学部社会学科、法学部法学科、薬学部医療薬学科の5学部6学科、及び大学院経済学研究科(博士前期課程・博士後期課程)、経営学研究科(博士前期課程・博士後期課程)、言語コミュニケーション研究科(修士課程)、社会学研究科(修士課程・博士後期課程)、医療薬学研究科(博士課程)の5研究科を擁しており(大学基礎データ表1)、2020年4月からは、法学研究科(修士課程)の設置により、全ての学部学科の上に大学院を配置するに至っている(根拠資料3-1、根拠資料3-2)。

愛媛県内を中心に全国各地で活躍する人材を養成しており、どの学部・研究科も「校訓『三実』」の精神(教育理念)、並びに「諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うこと」(松山大学学則第 1 条)という目的に基づいた「実学」を教育する教育研究組織であり、本学の理念・目的に適合している(根拠資料 3-3【ウェブ】)。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学には、教育研究の支援組織として、総合研究所、国際センター、情報センター、キャリアセンター、図書館、社会連携室、学生支援室等が設置されている。これらの組織は各学部・研究科の教育研究活動の支援、及び学生の修学・生活・キャリア支援を目的に設置されている組織であり、大学の理念・目的を実現するために必要な組織である。これらの研究所・センター等には「運営委員会」が組織されており、それぞれの運営委員会規程に則って、適切に活動を行っている(根拠資料 3-4、根拠資料 3-5、根拠資料 3-6、根拠資料 3-7、根拠資料 3-8、根拠資料 3-9、根拠資料 3-10、根拠資料 3-11)。それぞれの組織について、詳細は関連する第7章及び第8章に記載するが、教育理念・目的との関連性を中心に各組織の概要を以下に記す。

①総合研究所

「校訓『三実』」のもと、学問と人間性の涵養、及び社会に有用な人材育成を進めるにあ

たり、総合研究所では、各分野の理論的・実証的な研究の支援を行い、教員の研究成果を 促進させることをとおして、大学教育の質の向上を図っている(根拠資料 3-5)。

さらに、総合研究所では、各学部・研究科の教育職員の業績(著書、論文など)の現状を管理し、本学ウェブサイトなどを通して公開することで地域社会に研究の動向を示している(根拠資料 3-13【ウェブ】)。また、研究成果の社会への発信にも力を入れており、「松山大学論集」と「言語文化研究」の2誌については、機関リポジトリでダウンロードして閲覧可能としている(根拠資料 3-14【ウェブ】)。その他に、2019年には、産・官・学からの共同研究の要請に応じるための規程を制定し、総合研究所のウェブサイト上に公開した(根拠資料 3-15【ウェブ】)。こうした研究情報の公開・発信によって、地域社会との接点を増やすと同時に、学生の研究意欲を刺激することで、社会に有為な人材を育成することに寄与している。

②国際センター

本学では、全ての学部・研究科において、国際的視野を備えた人材の養成を企図しているが、特に、国際センターは、2001年4月1日に制定された「松山大学国際センター規程」により、「本学の国際交流を推進し、国際化時代にふさわしい教育・研究活動の向上と発展に資すること」を目的に設置した。この目的を達成するために、「国際センター運営委員会」を設け、上記規程第6条及び第7条によりセンター長を筆頭に各学部から選出された委員各1名(計5名)、国際センター事務部次長1名、学長の指名する委員若干名で構成している。

各学部・研究科における海外留学派遣や留学生受け入れ等の情報を集約し、各学部・研究科で共有するとともに、全学的な観点から国際交流の活性化を推進している(根拠資料 3-16【ウェブ】)。

③情報センター

情報センターは、「学校法人松山大学情報センター規程」に基づき、「IT戦略を立案し、その指針に従って情報教育の充実、事務システムの開発・運用及び情報施設・設備の効率的かつ効果的な運用を図ること」を目的に設置している。本学における研究成果の発表、学生と教職員の情報交流、本学と地域社会との情報交流、広く全国各地の大学研究機関や世界各国の大学研究機関との情報交流等のため、本学の情報基盤の整備及びインターネットの活用を積極的に推進している(根拠資料 3-8、根拠資料 3-17、根拠資料 3-18【ウェブ】)。

④キャリアセンター

キャリアセンターは、社会に有為な人材を育成し社会の発展に寄与するため、学生に対しては、就職・採用活動ルールに適応した就職活動を支援する機関として、また低学年時からのキャリア形成を支援する機関として設置している。そして、キャリアセンターは、企業からの求人情報を広く集約し、学生と企業及び地域社会とのパイプ役を担っている(根拠資料 3-19【ウェブ】)。

⑤図書館

本学図書館は、大学の理念・目的の下、1976年に50年記念館として建てられ、「知の戦略的拠点としてのハイブリット図書館」を目標とし、学習支援サービスの充実と学習・教育環境の整備を図り、サービスの向上に努めている。また、地域への知的貢献という社会的要請に応えるため、愛媛県民に広く開放している(根拠資料3-12)。

⑥社会連携室

社会連携室は、「社会・産業組織との連携を通じて、松山大学の知的創造と人材育成に努め、また知的財産と人材を活用することによって、地域産業の振興に寄与するとともに、生涯学習の機会を広く市民に提供し、地域社会へ貢献すること」を目的として、2016 年4月に設置している。具体的には(1)社会・産業組織等との連携事業に関すること、(2)本法人の教職員及び本学の学生と学外との協働事業を支援すること、(3)公開講座(松山大学コミュニティ・カレッジを含む)に関することなどを業務としている(根拠資料 3-23【ウェブ】)。

社会連携室には、「学校法人松山大学社会連携室規程」第5条に基づいて、社会連携室長(副学長)、社会連携室運営委員(教員7名、職員1名)により構成された「社会連携室運営委員会」を置き、社会連携室の所管業務に関する事項や管理・運営に関する事項についての審議、運営を行っている(根拠資料3-11)。「校訓『三実』」のもと、全ての学部・研究科において社会・産業組織との連携を推進しており、学長委嘱の社会連携室運営委員をとおして学部・研究科の意見を踏まえながら全学的な連携を推進している。

⑦学生支援室

学生支援室は、「学生が大学生活において直面する諸問題に関する相談への対応及びその他の活動を通して、本学の理念に適う学生生活を実現すること」を目的とし、「学生支援室運営委員会」が統括すると同時に、カウンセリングルームを設置し、カウンセリング担当者を配置している(根拠資料 3-10、根拠資料 3-20【ウェブ】)。

「学生支援室運営委員会」においては、障害学生等支援に関する審議事項が含まれており、その機能がより有効なものとなるよう「障害学生等支援会議」を配置している(根拠資料 3-22)。

また、「学校法人松山大学カウンセリングルーム規程」によって、カウンセリングの担当者及び運営等に関する事項を定めており、カウンセリングルームの適正な運営のために、カウンセリング担当者会議を開催し、情報の共有が図られ、支援の充実を推進している(根拠資料 3-21)。

〈学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等への配慮した教育研究組織の整備〉本学は原則的に、地域の要請に基づいて学部・研究科を設置してきた。2014 年度には、「愛媛県薬剤師会」及び「愛媛県病院薬剤師会」の要望に基づき、医療薬学の専門研究者養成として医療薬学研究科(博士課程)を設置し、また、「愛媛県市長会」「愛媛県町村会」「愛媛県行政書士会」「愛媛県社会保険労務士会」より「松山大学大学院法学研究科の設置に関する要望書」が提出されたことを受け、「法律学に関する高度専門職業人」の育成、法・

判例運用能力や法例立案能力の修得という地域のニーズや各地方公共団体や社会人等に調査を実施して本学への高い期待を確認のうえ、2020年度からは法学研究科(修士課程)を設置している(根拠資料3-24、根拠資料3-2)。

点検・評価項目②:教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価しているか。

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上の事例はあるか。

<適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価>

学部・研究科及び各種運営委員会等の活動は、それぞれの学部教授会等により点検・評価されているほか、全学的な教学における決定機関として組織されている「教学会議」にて、その活動が定期的に報告され、点検を受けている。

学部・研究科の設置に関しては、大学経営にかかわる事案であるためまずは「常務理事会」の議を経たうえで、設置委員会を設け、その委員会を中心に設置認可に必要な準備を行っている。最終的な設置の決定は、「学校法人松山大学寄附行為」に定める本法人の目的に照らして、「常務理事会」の議を経て、理事会で行っている(根拠資料 1-17、根拠資料 3-28)。

また、教育研究の支援組織であるセンター等においては、まず目的遂行上の合理性や業務の効率性の観点から、データ等をもとに各種運営委員会で検討・議論のうえ原案を作成する。その原案をもとに、各学部教授会等で広く意見聴取・議論を経たうえで、「教学会議」で教学上の適切性を最終的に判断したのち、「常務理事会」で決定している。各組織での点検・評価の例を挙げると、国際センターは、学生の留学終了後の報告書、アンケート等でその内容を点検・評価し、国際センターとして学修環境や教育研究環境面での整備が必要と判断した場合は、「教学会議」等に報告するほか、即応できるものは国際センター事務部が対応している(根拠資料 3-25、根拠資料 3-26)。そのほか、情報センターは、「学校法人松山大学情報セキュリティ委員会」において学内の情報環境等を検証し、改善・向上に努めている(根拠資料 3-8、根拠資料 3-27)。また、本学が委託する業者及び学生サポートを行っている松山大学生協と定期的(1回/月)に情報報告会を開催し情報共有を行い、改善・向上に努めている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上の事例>

点検・評価結果に基づく改善・向上の事例としては、まず法学研究科の設置が挙げられる。法学部の設置後約30年を経て、「法律学に関する高度専門職業人」の育成及び法・判例運用能力や法例立案能力の修得に関する、学生や地域からの要望が高まっていることを踏まえ、2015年度第58回常務理事会(2016年3月15日)において、法学研究科設置に向け「大学院法学研究科設置委員会規程」の制定が承認された。それ以降、地域のニーズ等を調査により具体的かつ慎重に把握しつつ、2020年4月の設置を目指し、「大学院法学研究

科設置委員会」での議論を踏まえて、「松山大学大学院学則」及び「松山大学学位規則」の 改正や、大学院法学研究科設置要員の人事など、設置に関する整備を順次進めてきた。そ の結果、2019 年9月6日付にて文部科学大臣より、大学院法学研究科設置(2020 年4月1 日開設)を認可するとの通知を受けるに至っている(根拠資料 3-2、根拠資料 3-29、根拠資料 3-1)。

組織における改善・向上の事例は、国際センターや情報センターの事例がある。

国際センターでは、協定校への留学生派遣や長期・短期の語学研修が中心的に扱われて きた。しかし、社会情勢の動向や学生のニーズの多様化を鑑み、ミャンマー(ヤンゴン) に現地事務所を置く他大学の情報を共有するなど、国際交流プログラムの拡充を模索して きた。そこで、2018 年度、日本企業が多く進出する東南アジア地域に本学学生向けプログ ラムがないことも考慮し、新たに外国語能力を問わない海外体験学習型パイロット・プロ グラムとして、海外体験学習(体験先:ミャンマー)の開講準備を進めることとし、同年 から学生募集を開始した。2018年・2019年の参加者募集の結果、いずれも募集定員を上回 る応募者があり、外国語能力を問わないアジア地域の海外体験学習に関する学生のニーズ が高いと推察されたため、「国際センター運営委員会」では、2020 年度の新規事業計画とし て、海外体験学習の体験先として新たに台湾を候補に視察を行うことを決定した(根拠資 料 3-30、根拠資料 3-31、根拠資料 3-32)。情報センターについては、学校教育法等の改正 (2015年4月1日施行)の趣旨にそぐわないことが課題として指摘され、2014年度により 適切な委員構成とするために、構成員の見直しを行った。具体的には、運営委員会の構成 について「各学部から選出された委員」を削除し、新たに「情報システムを担当する常務 理事、情報セキュリティ委員長及び経営企画部長又は次長」を追加した。また意思決定プ ロセスが曖昧であったことから、第8条第2項にかかる審議事項については、運営委員会 で原案作成の上、「教務委員会」又は「教学会議」に諮るよう意思決定プロセスを明示した (根拠資料 3-8)。

(2) 長所・特色

・「校訓『三実』」のもと、学問と人間性の涵養及び社会に有為な人材の養成を核として学部学科・研究科を設置しており、近年では地域社会のニーズを踏まえて法学研究科を設置するなど、教育組織の整備を着実に進めている。センター等の組織も、海外体験学習プログラムを整備するなど、社会動向や学生のニーズを踏まえて取り組んでいる。

(3)問題点

・法学研究科の設置準備を開始した後に「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」 等の規程整備を進めたこともあり、教育研究組織の整備上、さらに内部質保証システム を効果的に推進する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、学部・研究科及びセンター等は、「校訓『三実』」に基づいて設置している。 また、地域の要請を踏まえて順次整備を進めており、それは学則等に明示している。

センター等のプログラムにおいても、社会的な動向や学生のニーズ等を考慮し、その適切性について点検・評価し改善へと結び付けている。今後はその評価・改善のプロセスに「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」を明確に位置づけることとしたい。